

質問書に対する回答 2

件名	東関東自動車道 行方 P A休憩施設実施設計		
番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	特記仕様書 P2	5受水槽から 7喫煙所まで、規模等に面積が示されています。業務費用の算定にあたっては告示8号により、この面積で算定されている、という理解でよろしいでしょうか。	「施設工事調査等積算基準（令和 6 年度版）」に基づき算定しています。
2	特記仕様書 P2	7喫煙所は上り、下り各 1 棟、計 2 棟という理解でよろしいでしょうか。	その通りです。
3	特記仕様書 P6	1-8表（現地調査、打合せ）以外の打合せについては、WEBによるリモート形式も可能、でよろしいでしょうか。	その通りです。
4	特記仕様書 P10、P12	「実施設計のための基本事項の確定」「2-7細部に関する事項」について、本設計では基本設計の内容の照査、修正事項の整理までで、基本設計自体の修正は対象外、という理解でよろしいでしょうか。	特記仕様書 2-7-1 「図面の作成」(1)により、基本設計の成果の照査及び照査結果に基づく部分的な見直しが対象となります。
5	特記仕様書 P10	基本設計時の、成果品製本およびCAD等のデータの貸与は可能でしょうか。	契約締結後、貸与します。

6	特記仕様書 P10	2-4-2 追加業務について、ZEBやCasbeeは不要と理解してよろしいでしょうか。	不要です。
7	特記仕様書 P10	積算内訳書の作成について、Ribcやエクセルなどの指定はございますでしょうか。	特に指定はありませんが、汎用の表計算ソフトを用いて作成してください。
8	特記仕様書 P10	確認申請について、手数料は本業務に含まれるでしょうか。	含まれていません。
9	特記仕様書 P12	2-7-2 配置計画等について、建物の配置や規模、数などについて、基本設計から大きく変わることはない、と理解してよろしいでしょうか。	その通りです。変更がある場合は、特記仕様書 1-1 2 「業務履行中の変更等」により、設計条件の変更が生じた場合は監督員と協議し、設計変更として取り扱うものとします。
10	特記仕様書 P12	上記について、大きな変更がある場合は、P7 「1-11設計進行中の変更」に該当し、設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	その通りです。